

師範学校における心理学の教科目化

— 師範学校と「皇國民教育」 —

坂西友秀 埼玉大学教育学部教育心理カウンセリング講座

キーワード：師範学校，教育心理学，教科目，台湾師範学校，朝鮮師範学校

1 師範教育と心理学

はじめに 幕末から明治にかけて、西洋の文化が怒濤のごとく押し寄せ、日本の社会制度はそれに習って作り変えられた。教育制度もその典型である。庶民の子どもを対象にした教育は、主に寺子屋を中心に盛んに行われていた。規模も小さなものから百人を超える子どもを集めた大規模なものまで多様であった（大石,209）。「野蛮」な日本を脱し、進んだ西欧と並ぶためには、心身ともに柔軟な子どもの時期から系統的な教育を実施することが必須であった。学制が布かれ、まず小学校が設置される。学校を設置するには、子どもに教える教師が必要であり、教師養成のための小学師範が開設されるに至る。

本研究では、すでに欧米から輸入され、日本の帝国大学の研究・専門教育に定着しつつあった「心理学」が、学校教育に深く関わる「教育の心理学」として固有の領域を確立する過程を次の三点に焦点を当てて明らかにする。①心理学が師範学校の教科目化する過程、②植民地（台湾及び朝鮮）の師範学校における心理学の教科目としての位置づけ、③教師が、植民地教育を通して子どもを「日本文化」に馴化させ、「皇國民」化させたときの民衆の心理を、文学作品の分析を通して考察する。

帝國大学と心理学 明治19年（1886年）3月に帝国大学令が出され、京都大学が開設された。それと同時に、東京大学は東京

帝国大学に改称された。明治23年12月には、仏蘭西文学科が新設され、「この頃から学術研究とならんで教員養成に力が注がれるようになった」（東京大学百年史編集委員会，1986, p.419）。前年には外国人教師ハウス・クネヒトの提案により文科大学に「特約生教育学科」が設けられた。明治22年4月8日から23年7月中旬までの一年間を学修期間とし、教育学教授法を教え教育実習を課した。現在の教職課程にあたる。心理学の分野は哲学科に含まれて発足した。文科大学は、明治37年に9学科から3学科（哲学・史学・文学）に統合され、心理学は専修学科になった。大正8年（1919年）哲学・史学・文学の3学科体制は廃止れ、既存の9学科はそれぞれ独立し、心理学もその一つであった。

文科大学が開設された当初心理学専門の担当教官はいなく、総長の外山正一が哲学・英語・社会学と共に心理学も担当した。最初の心理学専任の教官は、同志社大學卒業生の元良勇次郎（明治21年9月着任）だった。後継は、留学先から帰国した一期卒業生の松本亦太郎で、京都帝國大學から東京帝國大學に移り、心理学の充実に務めた。松本は、帰国後高等師範学校と女子高等師範学校を兼任した。明治34年に文科大学に講師を委嘱され実験心理学を担当した。その後39年に京都帝國大學の哲学科で心理学を担当し、大正2年に再び東京帝國大學で心理學を担当した（京都帝國大學, 1943）。松本が扱った主な分野は、①心理学の体系

と歴史、②実験的研究、③精神発達の研究、④作業と動作の研究であった。東京・京都の両帝國大學は、教師の養成を目的にしてはいなかった。したがって、学校教育の内容や方法、教授・学習活動等を直接研究対象にした「教育の心理学」は未だ固有の領域を形成していなかった。ただし、子どもの精神発達の研究は、知能検査の開発や子どもの知能の民族間比較など、優生学の影響を受けながら心理学研究の重要な分野として行われていた（坂西, 2005）。

日本を「開花」させ、西洋文化に追いつくためには、教育の普及が急務の最重要課題であった。とはいえ、教師養成の場も教育の方法論も、そして何をどのように教えるのか、近代科学の成果を取り込んで整理された教科書もなかった。子どもに知識・技術を教授するに十分な教養と指導力量を備えた教師は養成されていなかった。近代的な知識・技術を系統的に学び、子どもに効果的に教える「教育方法・技術」を習得した教師を短期に「養成」する師範学校の設置がさし迫った課題であった。明治22年4月22日、文部省は「小学校教師教導場ヲ建立スルノ伺」を正院に提出した。5月13日に許可があり、5月29日に師範学校を東京に置くことになった。「今般東京ニ於テ師範學校ヲ開キ候師範學校ハ小學ノ師範タルベキモノヲ教導スル處ナリ全體人ノ學問ハ身ヲ保ツノ基礎ニシテ順序階級ヲ誤ラス才能技藝ヲ成長スルニアリ仍ラ益々小學ヲ開キ人々ヲシテ務ヲ學ニ就カシムルノ御趣意ニ候處差向小學ノ師範タルヘキ人ヲ養ヒ候儀第一ノ急務ニ有之且外國ニ於テモ師範教育所ノ設ケ有之ニヨリ其ノ意ヲ取り外國教師ヲ雇ヒ彼國小學ノ規則ヲ取りテ新ニ我國小學課業ノ順序ヲ定メ彼ノ成法ニ因テ教則ヲ立テ以テ他日小學師範ノ人ヲ得ント欲ス」（設立趣意書及規則書；東京高等師範学校・東京文理科大学，1931）。師範学校の

始まりである。

師範学校と心理学 師範学校の設置を申請した理由に、次の5つの当面する問題（五弊）があげられている。一弊、教育法が不備であること。子どもが8歳、9歳あるいは12, 13歳になっても教育は義務化されていなく、親には子どもに教育を受けさせる意識がない。二弊、教育のない者は、物の道理がわからず身を持ち崩す者が多い。三弊、庶民が学ぶ場は寺子屋で、師匠は狭い知識教養しかない無頼者である（「大概流落無頼ノ禿人自ラ糊スル不能ルノモノニシテ素ヨリ教育何物タルヲ不辨其筆算師ト稱シ書讀師ト稱スルモ纔ニソノ一端ニ止ルノミ…」）。四弊、教える規則が無く、多くの子弟を集めて、朝から晩まで声を出し騒々しくしているだけである（「聲音囂唯其囂然之ヲ以テ教學トス亦一般幼學所ノ風ナリ…」）。五弊、希に学校が設置されていても、従来 of 風習を踏襲し「四書五経」を教えるか、無益なものを暗記させるだけだ（「タトヒ勉強ヲシテヨク之ヲ暗誦ストモ其今日ニ用アル何ニ有ル…」）。近代の知識・技術を広く系統立てて、子どもに教える能力を持つ教師を養成することが焦眉の課題だった。師範学校設立時の教科目は、綴字・習字・單語・會話・讀本・修身・文法・算術・養生・地學・理學・史學・幾何學・博物・科學・生理・墨畫、であった。「教育」や「心理」の表現は全く用いられていない。まずは教科の教育に焦点をあてた教科目の編成に重点がおかれた。

明治6年（1873年）6月、師範学科は、餘科（初等・上等各6ヶ月）と本科（1年）に分けられ、餘科で小学校教員に必要な学科を学び、卒業後本科に入り教授法を学んだ。餘科では、漢文以外には知らない者が多かったため「泰西から輸入した学科」を「普通學」として教えた。明治6年（1873年）7月には、大阪と仙台に師範学校が設置され、

それぞれ地名を冠することとなり、師範学校は「東京師範学校」に名称変更された。餘科は豫科に改称され、教科の整備が大きく進んだ。「年限及び級別の如きは前規定に異ならないが…特に教科課程に関しては著しく整頓せられた観があった。當時教育學・心理學等の教科を設けず専ら教授法に重きを置いた」(東京高等師範学校・東京文理科大学, 1931, p.12)。

教科目の一層の整備・充実は、明治8年8月の中學師範学科の設置以後である。1学年は9月から翌年7月までとし、欧米に近い。明治10年には、小学師範學科は2年半、中學師範學科は3年半とし、後者の中學師範學科に初めて心理学が学科目として導入された。「中學師範學科の教則は、その創設の際に定められたものにて、不備の點が少なくなかったから、大改正を施し、學科については新たに天文學・地質學・心理學を加へ、教科書は和漢の歴史の外は、すべて英語を用いしめ、且つこれを獨習し、唯教師について疑を質すのみに止めしめんことを期した」(東京高等師範学校・東京文理科大学, 1931, p.17)。欧米を模して学年及び教育内容・教科目の編成が行われたことが推察できる。中學師範は、3年半・7級(1年:7級・6級, 2年:5級・4級, 3年:3級・2級, 1級)に編成され、心理学は第2学年の前半期・第4級と第3学年前半期・第3級で開講され、「ウェーランド」の「心理學書」が用いられた。小學師範科は2年半・5級で修了し、心理學は学科目に含まれていない。

さらに、明治12年2月に豫科(2年)、高等豫科(2年)、本科(1年)の3科を設け、小学師範學科は豫科・本科を修了し(3年)、中學師範學科は豫科・高等豫科・本科を修了する(5年)ことを要件とした。教育學はこの年学科目として独立した。心理学は本科第3年・5年の下級で開講され、毎週の教授時数5時間であった(教育学4時間

:全教授時数28時間)。小學師範科も中學師範科も共に本科に進むことから、両科とも心理学が必修になっていた。

女子高等師範学校と心理学 師範教育における心理学の位置づけを、東京女子師範学校の歴史からも探ってみよう。前進は、昌平坂学問所を継承して、明治5年(1872年)の学制で湯島聖堂内に官立師範学校として設立された。1878年に官立師範学校が各府県に移管され、東京師範学校と共に東京女子師範学校となった。明治30年(1897年)の師範教育令で尋常師範学校は師範学校に改め、各道府県に1校設置された。高等小学校卒業を入学資格とする本科第一部と中学または高等女学校卒業を入学資格とする本科第二部が設置された。第一部の学科目に心理学はなかった。本科の学科目またはこれに関連する学科目についてさらに高等な学習をさせる目的で専攻科がおかれ、増課専修科目として心理学と倫理学が設けられていた。

教科目に心理学はなかったが、現在の心理学に当たる性理学が、中島力造によって教授されていた。同志社大学出身の中島は、米英に学び倫理学を日本に紹介した。彼は、哲学の *personality* や *person* を日本語に翻訳するなど、後の心理学に通じる専門性を持っていた。高等女子師範學校になる前は、高等師範學校女子部(明治18年8月~同23年3月)であり、中島が修身科の授業を行っていた。明治29年5月18日に皇后陛下行啓があり、女子部と付属學校園の授業を「ご覽遊あそばされた」。このとき中島は、第二学年に「心理大意」の授業を行っている。内容は不明だが、女子師範の校史に「心理」を冠した授業が記録された最初であろう。明治30年12月から女子高等師範學校となり、文科(既設)・理科(既設)、技藝(新設)の3科から成った。当初、文科の学科目は、倫理・教育學・國語・漢文・外國語

(英語)・歴史・地理・家事・體操・習字・圖畫であつた。心理学は、「應用心理学」として教育學(他に教育史・論理学大意・教育ノ原理・教授法・保育法・管理法・教育法令・教育教授法・實地練習があつた)に含まれていた。明治41年4月1日からは、奈良女子高等師範學校の新設に伴い、東京女子高等師範學校に改称した。大正5年10月23日の皇后陛下行啓の折に下田次郎が、家政科の生徒を対象に「心理學、判断の心理」を講義した。翌大正7年7月25日、卒業生第3回講演会「卒業生の為國語及び漢文の講演会」が開催され、國語の授業として垣内松三が「讀方の心理及び教授」と題した講義を行っている。さらに、大正8年3月には、「各科第四學年生に卒業前の特別修養を與える為 科外講演を委嘱」し、久保良英が「教授効果の測定」を講話している。心理学は、授業科目になっていたが、教育活動に焦点を当てた一つの独立した「教育心理学」分野として確立されてはいなかった。心理学の応用として、教育効果の測定や國語教育の読み方指導に導入されていた様子

がうかがえる。

小學師範・中學師範・高等師範がそろい、師範教育の体制はほぼ整った。師範學校は、富国強兵策が強化されるにつれ、「師範學校ハ皇國ノ道ニ則リテ國民學校教員ニ須要ナル教育ヲ施シ師表タルノ人物を鍊成スルヲ以テ目的トス」(文部省, 1942)とし、「皇國ノ道」に則る「國民學校教員」の養成を担った。本科と豫科があり、心理学は、豫科の教科にはなく、本科の教育科(教育・心理・衛生)に含まれた。さらに、「師範學校本科ノ教科ヲ分チテ基本教科及選修教科」とし、基本教科(國民科・教育科・理數科・實業科(男)・家政科(女)・藝能科・體鍊科・外國語科・教育實習)は必修で、選修教科はいずれか一教科を選修させた。心理学が含まれる教育科の一週の授業時数(全体36時間)は、1年生5時間、2年生4時間、3年生4時間であつた。選修教科として教育科を選んだ生徒は、心理学を含む特修科の6時間が加わつた。表1は、本科の教育心理科の授業内容である。

教育心理科の授業時数は第1学年66時間

表1 教育心理科教授事項

第一學年 六十六時間(毎週二時間)	
一、教育心理ノ課題	五、兒童
(一)教育心理ノ問題ト方法	(一)心身ノ特徴
(二)國民教育ト兒童觀	(二)身體及運動ノ發達
二、精神生活ト環境	(三)精神構造
(一)精神生活ト歴史・國土	(四)精神生活ノ特徴
(二)生活環境ト教育	(イ)創作活動
三、心身ノ發達	(ロ)數?念
(一)心身一體	(ハ)社會的行動
(二)成熟ト學習	(ニ)道德意識・習慣
(三)素質ト環境	(五)天才兒ト精神薄弱兒
(四)發達段階	六、青年
四、乳幼兒	(一)心身ノ特徴
(一)心身ノ特徴	(二)身體及運動ノ發達
(二)本能的行動	(三)知的生活
(三)身體及運動ノ發達	(四)自我意識
(四)言語ノ發達	(五)情緒及情操
(五)遊び	
第二學年 三十三時間(毎週一時間)	
一、國民的性格	四、個性
(一)國民性	(一)個性ト個人差
(二)國民精神ト團體精神	(二)智能ト智能検査
(三)國民的性格ト其ノ?成	(三)氣質性格ト性行調査
二、學習	五、學業成績考查
(一)新知識行動ノ習得	(一)成績考查ノ心理學的考察
(二)?習	(二)成績考查ノ方法
(三)學習ノ條件	六、職業指導
(四)學習ノ方法	(一)職業指導ノ心理學的考察
三、作業	(二)職業適性・適正検査
(一)作業ノ進路	
(二)作業ノ條件	

(週2時間)、第2、第3学年各33時間(週1時間)であった。教授方針は四つ掲げられている。「一、精神生活ガ歴史的風土的ニ形成セラルル所以ヲ明ニシ國民ノ精神生活ノ特質ヲ會得セシメ國民的自覺ヲ深カラシムベシ 一、兒童及青年ノ發達ノ情態ヲ究メテ教育トノ關係ヲ明ニシ教育實踐ニ於ケル方法的基礎ヲ示シムベシ 一、國民的性格ト其ノ鍊成ニ關スル心理ヲ詳ニシ教育方法ニ對スル理會ヲ深メ教育者タルノ實質ヲ鍊成スベシ 一、心理研究の方法ヲ習得セシメ教育事象ヲ心理學的ニ正シク考察シ處理スルノカヲ育成スベシ」(文部省, 1942, p. 58)。「教授上の注意」に心理学の特徴を見ることができる。「一、實生活ノ中ヨリ問題ヲ發展セシメ觀察・實驗其ノ他生徒ノ經驗ニ訴ヘテ事理ヲ明確ニ把握セシムベシ 一、我國ニ於ケル獨自ノ研究業績ヲ尊重スルト共ニ我が國ノ歴史的文献・文化・人物ノ傳記等ヲ資料トシテ活用シテ國民ノ心理的特質ヲ解明スルニカムベシ 一、身體及精神ヲ分離シテ取扱フノ誤リニ陥ルコトナク常ニ心身ヲ一體トシテ考察セシメ兒童及青年ノ身體的・精神的發達ノ具體相ヲ明ナ

ラシムベシ…」(文部省, 1942, p. 62)。近代科学としての心理学の実証性を理解させること、教育上心身の發達を考慮することが、師範養成に当たって強く意識されていた。

2 臺灣における皇民化教育と心理学

地方行政区画 台湾は、日本に帰属された後、台湾教育令(資料1)が布かれ、日本の内地に準じる教育が実施されるに至る。以下では引用箇所は、断りのない場合はすべて山口(1931)による。20世紀初頭、台湾には大別して4種類の人々が居住していた(表2)。内地人(日本人)、臺灣人、蕃人、外国人であった。日本人は、台湾が日本に領有されて以降日本から移住した人々である。「臺灣人」は漢民族であって、本島住民の9割を占める。「蕃人」は、先住民民族であり本島にもっとも古くから居住する人々である。外国人は中国人(支那人)と少数の外国人である。

地方行政区画は、台湾総督府の下に5州3庁(廳)が置かれ(臺北州、新竹州、臺

表2 1939年末(昭和5年)の臺灣の人口

内地人	215,793
臺灣人	4,157,776
蕃人	140,645
外國人	42,247
総数	4,556,461

中州、臺南州、高雄州、臺東庁、華蓮港庁、澎湖庁)、45群7市に分けられた(群の下に街、庄を置く)。

教育制度・行政機関 言語を異にする内地人、台湾人、蕃人を対象にした教育を実施しなければならず、制度は複雑であった(図1)。「蕃人は文化の程度もきはめて低

く、且つ人口も少なく、これに対する特別な教育制度と稱すべきものも殆どなく臺灣人に對する教育の中に包含せられる。「蛮人」の教育は、「相當進んだ文化をもつてゐた」台湾人の教育に組み込まれた。とはいえ、台湾統治の最初から内地人と同様の教育を施すことはできず、種々の特別な

教育施設が設けられた。内地人子弟に対しては日本国内と同じ教育が行われた。「臺灣人の教育の向上、就中國語力の向上は、漸次内地人と臺灣人との教育制度の統一に導き、大正11年(1922年)公布の現行臺灣教育令に於ては、初等教育に於てのみ内地人と臺灣人との教育機關を異にしてみたが、中等教育以上に於ては内地人、臺灣人の間に何らの差別を設けず、制度の上に差別がないばかりでなく、同一學校、同一學級に於て、内臺人が共學してゐる實況である」と述べている。裏を返せば、台湾における日本への同化教育が短期間のうち強力に推

し進められたことを示すものである。内地人と台湾人の共学を認めるにあたって初等教育を除外した理由は、次の点にあった。「家庭に於て臺灣語を使用してゐる臺灣人兒童を、直に國語に習熟してゐる内地人兒童と全然同一の取り扱いをなすことができないので、小學校と公學校の區別を設け、國語を常用するものは小學校に、國語を常用せざるものは公學校に入るを原則としてある」。公學校は台湾の独特の學校であり、教育水準は日本の初等學校と同程度であったが、教育内容は全く異なっていたという。

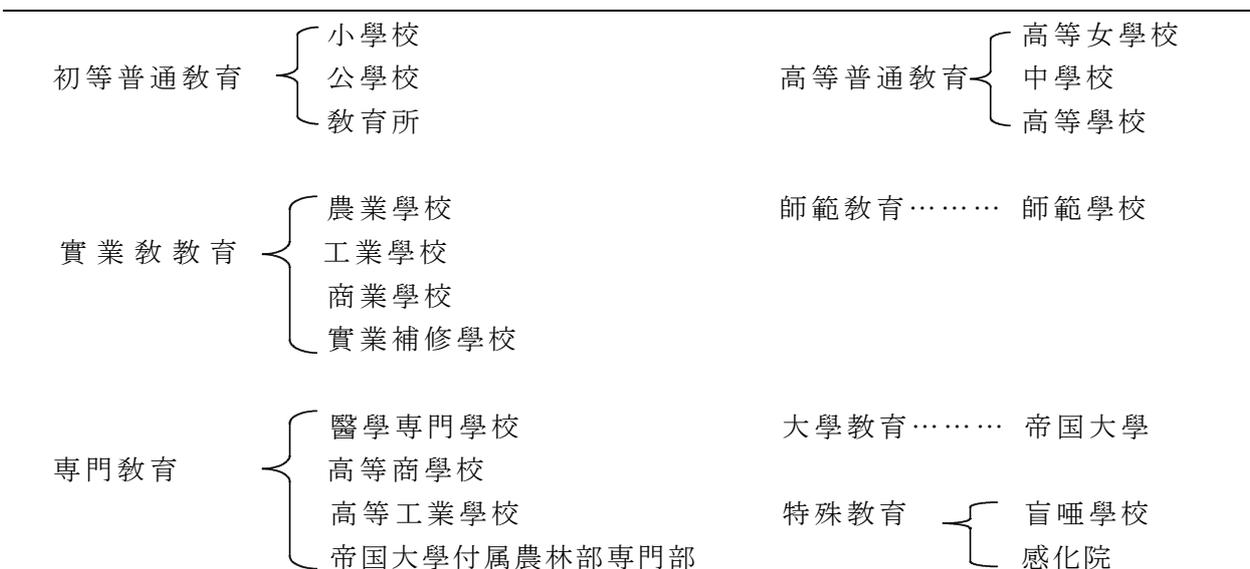


図1 官立諸學校の教育系統

臺灣教育令 台湾における教育は、日本としては初めての植民地教育であった。台湾の教育は実情に応じて適宜規定され、改変されてきた。台湾教育令(資料1)は、1919年に勅令で制定され、台湾における教育の基本を「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコト」と定めた(永原, 1999)。

山口(1931)は1922年の改正により、「全然内臺人共學の制度である」と述べているが、

「形だけは内地人と本島人が共通に、しかも本土と同様の學校制度に就学できることになったが、実際には日本語能力その他により機会の不平等が残された」(永原, 1999)。台湾人を対象にした公學校では、台湾人教員が教鞭を執り、「蕃人」には「蕃人」の教員が教育にあっていた。正規の教員ではない臨時の教員も多かった。

台湾師範學校と教育の心理学 昭和5年(1930年)に設置されていた台湾の師範

学校は、臺北師範學校、臺北第二師範學校、臺中師範學校、臺南師範學校の4校であった。「師範學校には小學校師範部、公學校師範部を置き、前者では小學校教員たるべきものを、後者では公學校教員たるべきものを養成する」。修業年限は6年で、普通科5年と演習科1年に分けていた。女子に関しては普通科が4年で1年短く、修業年数5年であった。普通科に入学可能な者は、尋常小學校卒業程度のもの、演習科には普通科修了者、または中学校もしくは修業年限4年の高等女學校卒業生（同等の学力を有する者）であった。「師範學校には普通科、演習科の外に、講習科及び研究科がある。普通科、演習科は小學校本科正教員または公學校甲種本科

正教員の養成を目的としてゐるが、講習科に於ては公學校乙種本科正教員を養成することを目的とし、研究科は小學校本科正教員並に公學校甲種本科正教員をして一層精深なる研究をなさしむるを目的としてゐる。前者は、高等小學校二年修了程度の者を入學させて、三箇年の程度であり、後者は師範學校演習科卒業程度のものを入學させて、その修業年限は一年である」。中學校、高等女學校及び中程度の實業學校はそれぞれ中學校令、高等女學校令及び實業學校令に依つて」いた。公學校における教員数と臺灣における教育の流れを表3と表4に示した。植民地における教員構成と教育の流れの概要が把握できる。

表3 公學校における教員

學校	性別	訓 導				準 訓 導				教 員 心 得				總 計
		内地人	台湾人	蕃人	計	内地人	台湾人	蕃人	計	内地人	台湾人	蕃人	計	
小學校	男	593	-----	-----	593	3	-----	-----	3	10	-----	-----	10	606
	女	149	-----	-----	149	3	-----	-----	3	110	-----	-----	110	262
公學校	男	1,553	2,271	19	3,843	29	436	5	470	176	207	21	404	4,717
	女	164	180	-----	344	8	22	2	32	216	180	-----	396	772
計	男	2,146	2,271	19	4,436	32	436	5	473	186	207	21	414	5,323
	女	313	180	-----	493	11	22	2	35	326	180	-----	506	1,034

(訓導：旧制小學校の正規の教員（現在の教諭）)

表4 台湾における教育

1895年（28年6月17日）	臺灣總督府開廳
1896年（明治29年3月）	臺灣總督府直轄學校官制；「國語學校」と「國語傳習所」設立
1891年（明治31年7月）	臺灣學校令公布
（明治31年7月）	臺灣公學校令制定
（明治31年8月）	臺灣公學校規則制定
（明治31年10月）	臺灣公學校規則施行 醫學校，農業講習，糖業講習
1919年（大正8年1月）	臺灣教育令公布；

①台湾に於ける台湾人教育に関する事項のみを規定し、内地人に関する規定はな

い。内地人教育と台湾人教育は別系統によるものとした。当時の台湾に於ける情勢を考慮した結果であった。

- ②教育の種類を問わず、徳育を主とし、とりわけ普通教育、師範教育に於いてはこの趣旨を徹底する。
- ③高等普通学校、女子高等普通学校が普通教育機関として認定された。修業年限は、内地の中学校や高等女学校と比べ各1年短く、教化の程度も概して低い。
- ④普通教育を完全にし、同時に実業教育を重視する。「これは台湾の情勢に鑑み、島民同化の根柢を作ると共に、台湾の将来の使命を考へ、島民の福利増進を圖ることを考慮した。
- ⑤従来あった医学校の水準を上げると同時に、農業、商業の専門教育を実施する。
- ⑥中等学校へ進むものは公学校6年修了者とし、専門学校に進むものは予科修了者と中等程度の教育を修了したもの。
- ⑦師範教育の修業年限を5年に延長。高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校に師範科を設置し速成的に適宜各種の教員を養成する。師範学校としては国語学校を台北師範学校と改称し、台南師範学校を新設した。医学校は医学専門学校と改称した。

1922年（11年2月） 臺灣教育令改正（公布）

（11年4月） 臺灣教育令改正（実施）

- ①学校教育の全体系を初等普通教育、高等普通教育、実業教育、大学教育、師範教育の6つに区分した。
- ②初等教育においてのみ國語常用者と非常用者の教育を区分する（小学校と公教育）。それ以外には「内灣人共學」の制度とする。
- ③各教育制度は、内地の小學校令、中學校令、高等女學校令、高等學校令、實業學校令、專門學校令、大學令による。ただし、初等普通教育中の公學校と師範學校に関してのみ、本教育令に規定する。

1928年（昭和3年4月） 臺北帝國大学開設；文政学部（哲學科・史學科・文學科・政學科）、理農学部（生物學科・科學科・農學科・農藝化學科）

1930年 臺北帝國大学完成

（注）表中①～⑦の記述は山口(1931)による。

では、師範学校ではどのような教科目を用意されていたのであろうか。少しさかのぼるが、大正8年の台湾における「公立女子高等學校師範科教科目ノ程度及び毎週教授時數」が参考になる（(教育史編纂會編修,1939)。教科目には、修身（2）、教育（6）、國語（6）、漢文（2）、地理（2）、算術（2）、理科・家事（4）、裁縫・手藝（5）、圖畫（2）、音樂（3）、

體操（2）が挙げられている（かっこ内は毎週の教授時數）。教科目「教育」には6つの領域（心理学、教育学の大意、教が指定され、すでに心理学が含まれてい授法、管理法、保育法、台湾教育法規）だが、教育心理学の名称は見あたらない。

3 朝鮮における皇民化教育と心理学

ここでは、満州事変前後に朝鮮において日本が行った併合と皇民化教育を概観する。ところで、韓国は、李朝末期の1897年李氏朝鮮を改めて大韓帝国と称した朝鮮国家の略称である。1910年の日韓併合条約で主権を完全に奪われた。併合後、日本は大韓の国号を残さずに朝鮮と呼んだ（1948年8月に大韓民国になった；京大日本史辞典編纂会,2000）。韓国の宗主国は中国あったが、日本は韓国を独立国であると見なし、日本の保護国として接近しようとした。文書の出所が不詳であるが（1904年4月～5月頃と推定されている；海野,2003）、後の併合を視野に入れた国是が開陳されている。「韓国ニ対スル帝国将来ノ国是」を示したものである。

「一、帝国カ常ニ韓国ノ独立及領土保全を国是トシ、全力ヲ傾注スル所以ノモノハ、一ニ帝国自衛上ノ必要ニ基因ス。然レトモ韓国ノ国情及実力ハ、到底、永遠ニ其独立ヲ維持スル能ハサルヘキノミナラス、帝国将来ノ国是ハ之ヲ我附庸国トシ、又ハ我版図ニ併合シ、我自衛ノ目的ヲ完フスルニ在ルヲ以テ、適当ノ時機ニ於テ、断然、此国是ニ適合スルノ措置ヲ決定スヘシ。

二、然レトモ、目下ノ国際的情勢ハ此国是ノ遂行ニ不便ナルモノアルヲ以テ、今日ノ機会ニ於テ先ツ韓国ヲ国際法上ニ所謂被保護国ノ地位ニ置キ、帝国ハ保護国タル権利、義務ヲ実行シテ、時機ノ到来ヲ待チ、本来ノ目的ヲ達スルノ決心ヲ以テ各種ノ計画ヲ確立スルコトヲ要ス」。すでに韓国併合が目論まれていた。

明治43年(1910年)8月29日には、韓国併合に関する天皇の詔書が公布され、日本は併合に向けて動き出した。

「朕、東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ、帝国ノ安全ヲ将来ニ保障スルノ必要ナルヲ念

ヒ、又、常ニ韓国カ過乱ノ淵源タルニ顧ミ、曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓国政府ト協定セシメ韓国ヲ保護ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ杜絶シ、平和ヲ確保セシムルコトヲ期セリ。

爾来、時ヲ経ルコト四年有余、其ノ間、朕ノ政府ハ鋭意韓国施政ノ改善ニ努メ、其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖、韓国ノ現制ハ尚未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス。疑懼ノ念、毎ニ国内ニ充溢シ、民、其ノ堵ニ安セス、公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ為ニハ、革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ。

朕ハ、韓国皇帝陛下ト与ニ此ノ事態ニ鑑ミ、韓国ヲ挙テ日本帝国ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ応スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ韓国ヲ帝国ニ併合スルコトトナセリ。韓国皇帝陛下及其皇室各員ハ、併合ノ後ト雖、相当ノ優遇ヲ受クヘク、民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク、産業及貿易ハ治平ノ下ニ顕著ナル発達ヲ見ルニ至ルヘシ。而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ、朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ。

朕ハ、特ニ朝鮮総督ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ総轄セシム。百官有司、克朕ノ意ヲ体シテ事ニ従ヒ、施設ノ緩急、其ノ宜キヲ得、以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ。」

韓国で推し進められる皇民教育の基盤として、朝鮮総督府の設置が予定されていた。

皇民化教育 特に断りがない場合、以下の記述や資料の引用は武部(1931)によった。韓国が日本に併合されたのは1910年である。この併合は、日本が朝鮮を一方的に隷属させるわけではなく、欧米が行ってきた植民地支配とは本質的に異なると主張された。朝鮮に対して日本が進めた併合の大義名分と同化政策・皇民教育を武部(1931)のまとめから見てみよう。「欧米列強と植民地

との関係を見るに殖民地は畜に本國と人種、宗教を異にし歴史を異にし言語、風俗を異にするのみでない、其の本國は進歩した文化を有する國家たるに反して殖民地住民は未開又は半開の土人である。彼のアフリカや南洋の殖民地は皆然るのである」。欧米の植民地には「野蛮人」しか住んでいないという。しかし、「我が帝國と新領土たる朝鮮との関係は全く之と異って居る」。世人は勘違いしているが、朝鮮は日本の植民地ではない「朝鮮人は朝鮮を日本の植民地と考へて居らぬのみならず政府も之を外地と稱して植民地と呼んだことはない」。日本は朝鮮を武力を持って支配したのではない点こそ本質的な相違点なのだ。「歐洲諸國の植民地は權力、兵力を以て未開の異人種を壓迫して領有したものであるが、朝鮮は日本内地よりも寧ろ古い文化と歴史を有し日鮮間互に久しき交渉を有し國際間に國家として立って居たものを平和の間に日本に併合したのである。だから、歐洲諸國の植民地統治方針の如きは我が國の朝鮮統治に關しては何等模範となり得ない」。「我が國にては朝鮮を植民地と見ることなく、一視同仁の聖旨を奉體し内鮮の間に差別を設けず、朝鮮人を教育して社會上、政治上、經濟上等の地位を向上して究極に於て内地人の地位と同一ならしむることが施政の要義、教育の本旨である」。「朝鮮の教育は東洋の平和を永久に維持して内鮮共存共榮を圖り依って以て世界の平和と人類の幸福に貢獻せんが爲に國民たるの性格を養成するに努めて居る、毫も朝鮮人を奴隸とするものにあらざるは明白なるべき筈である」。武部のこのことばの背景には、前掲の韓国併合時(明治43年8月29日)の明治天皇による詔書の渙発があった。「東洋ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナル」。「民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ康福ヲ増進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達

ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキ」。大正天皇(大正8年8月19日)は、「其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ澤ヲ享ケシメンコトヲ期」した。

武部は、韓国併合を次のように正当化する。「朝鮮を内地に同化し内鮮が一家となつて融和するの實を擧げなければならぬ。朝鮮の同化は日本の存立上必要であるが、眞正の同化は民族が同じ言語を話し、同じ風俗、習慣を有し、同じ思想と感情を抱き、殊に同一國家の國民であるとの鞏固なる意識を有し、其の文化の程度も同一なるに至つて完全であると謂ふべきである。古代我が大和民族が來朝した支那人又は朝鮮人を我が民族に同化したことは國史の示す所であるけれども、或る程度に進んだ文化と數千萬の民衆を有し獨立國をなして戻つたものを近世國家に併合して同化した事實は、世界史に其の例を見ない。朝鮮は古き歴史と文化を持った二千萬の民衆があつて國際間に國家として立って居た民族であり言語、習俗も内地と異って居るのであるから、之が完全なる同化の時期に關しては之を豫見することは容易でない」。

同化策と國語教育 朝鮮の独自の文化を生かしながら、日本語の普及を徹底し、皇民化教育を推し進めることが説かれている。「朝鮮のやうな歴史と文化を持って國をなして居た多數の民衆を我が國に同化せしむるには必ずや之に藉すに相當の永き時代を以てしなければならない。統合後未だ二十餘年位の經驗の徴して同化を以て不可能とし其の理想を抛つやうなことは新領土統治上大早計であると謂ふべきである。朝鮮教育令に於ては普通學校、高等普通學校及び女子高等普通學校に於ては國民たるの性格を養成し國語に習熟せしむることを目的

とすることを規定して居るが、之は教育に依って同化を行はんが為であるけれども、朝鮮人の風俗、習慣、生活様式の善美なるものまでも之を改めんとするが如き趣旨では勿論なく、是等は之を尊重し保存しなければならぬ」。朝鮮人の日本への同化がまず最初に取り組むべき課題であった。「要は明るく正しい政治を行ひ朝鮮人をして日本國民たる意識を持ち将来に希望と光明を有せしむるやうに撓まず捲まずまず同化に努むるに在る」。

教育を実施するにあたって、日本人と朝鮮人を同じ学校に通学させるか、それとも別学にすべきか、対立した議論があった。

「内鮮融和を目的とする…國民協會は共學を主張し、總督政治に反対の立場に在る…新幹會は共學に反対である」。こうした政治団体や思想団体とは別に、「學者若くは實際教育者として或は共學を可とし或は之を否

とするの主張がある」。朝鮮教育令（資料2）では、「内鮮」別学を基本にしている。國語を常用する者の普通教育は小学校令、中学校令及び高等女学校令に依ると規定し、國語を常用しない者に普通教育を実施する学校は普通学校、高等普通学校及び女子高等普通学校とすると規定している。しかし、実業教育、専門教育、大学教育及び師範教育は、「内鮮」共学であった（表5）。

「内鮮共學は理想として理論としては之を實行しなければならぬものであるけれども、現在初等普通教育に於て別學制を採って居ることは當分の内已むを得ないことであらう」と、武部は述べている。背景には、義務教育制度がない朝鮮における庶民の経済的負担の問題、「内鮮」児童間の国語力相違の問題、学校内の「内鮮」児童・生徒間の不和の問題、等々の困難があった。

表5 朝鮮の高等教育機関の在籍学生数

校名	内	鮮	校名	内	鮮
法學専門	63	133	京城帝大		
医学専門	259	95	法文學部	164	90
高等工業	155	28	醫學部	219	100
高等農林	122	54	豫科文科	100	52
高等商業	228	43	理科	273	100

(注)数字は人数を表す。

朝鮮師範学校と心理学 各公立普通学校には、朝鮮人教員が配置された。表7は、1931年当時の初等学校教員数である。「内地人教員のいない普通學校は170校あって道としては平北の28校が最多である」と、武部は記している。朝鮮人児童を対象にした普通学校では、日本人教員が一人もいないところがあった。また、朝鮮人校長も多数起用していた。「公立普通学校長は大部分が内地人であるけれども朝鮮人にして學校長たる者43名である。…

學校長事務取扱を命ぜられ事實上學校長の職務を行って居る朝鮮人教員が168名あって、…之を命じている」。

大正初期の朝鮮における教員試験は以下のものであった（朝鮮總督府・釜山教育会，1982）。「京城及平壤高等普通学校及び京城女子高等普通学校に師範科を置き且京城高等普通学校に臨時教員養成所を附置して朝鮮人教育に従事すべき教員の養成に努め又京城中学校に教員養成所を附属せしめて内地人教育に従事すべき

教員を養成しつつあれとも更に大正四年三月私立学校教員試験規則を發布して有資格者の採用に努め大正五年十月には小学ああげられ校及普通学校教員試験規則を發布して小学校及普通学校の訓導及普通学校の副訓導たる者の学力を試験しつつあり且又従来特に奨励し来れる内地人教員の朝鮮語学習の成績を考査し以て生徒の訓育部下教員の指導は勿論父兄郷党との連絡に関しても遺憾なかむことを期せり」。その後さらに試験を厳しくしてゐる。「朝鮮語の学習を奨励し尚機に臨み時に応して屢々研鑽攻究を促し来りたるも未だ其の成績の顕著なるものあるを見ざるに甚だ遺憾とする所なり因て大正九年一月一日より左記内地人教員朝鮮語試験規則に依り朝鮮人教育に従事する内地人教員に対し朝鮮語の試験を行ひ以て其の学習成績を考査し之を考科の参考とし益々之か学習を奨励せむとす道長官、官立学校長に宜しく此の方針を体して部下教員を督励して朝鮮語の学習に努めしめ以て初期の目的を達成せしむことを期すべし」。朝鮮語が朝鮮人教育に必須のものとして教師に奨励された。

大正8年の朝鮮総督府（朝鮮総督府・釜山教育会，1982）の師範科教科課程に関する資料では、心理学や教育心理学は含まれていない。「高等普通学校師範科課程及び毎週教授時数表」の教科目「教育」欄には、「教育課程」として教授法、教育法令、学校管理法があげられているが、心理学は扱われていない。臨時教員養成所、女子高等普通学校師範科でも心理学の教授は行われていなかった。

4 文化・教育支配と民衆心理

その人に固有の名前の剥奪といえ、日

本が韓国を植民地化したときに行った「創氏改名」がすぐに思い浮かぶであろう。「創氏改名」は、奴隷貿易で「黒人」の人としての名前がヨーロッパ人によって放棄され、機械的に物品同様に品番のごとくに命名し直されたのとは大きく異なっていた。しかし、日本に征服・支配された朝鮮の人々にとって、日本式の氏を朝鮮の万民に強制することは、先祖伝来の一族の系譜・族譜が失われ、自らの存在・アイデンティティの基盤を奪われることを意味し、底知れぬ脅威となった。この点で、「創氏改名」は、奴隷貿易で「黒人奴隷」が固有の名前を剥奪されたことと本質的には共通した性質をもつものであったといえよう。以下では、宮田・金・梁(1992)によって、「創氏改名」の実態と、朝鮮の人々・民族にとって持つその重く苦々しい意味を概略理解することにしよう。創氏改名の心理・歴史的な意味を理解することは、「黒人」差別や偏見が決して私たち日本人に無縁なものではなく、人種-民族差別・偏見の問題が、自らの歴史に刻み込まれた当事者問題であることを私たち自身に突きつけることになる。

韓国併合と「創氏改名」 日本が韓国を併合したのは、1910年8月29日である。「1940年2月11日から実施された創氏改名」は、日本の朝鮮支配政策の中でも、もっとも朝鮮人に苦痛を与えたものの一つであった（宮田・金・梁，1992）。朝鮮人の名前を日本式に整えるため、日本の家号である氏を作らせ（創氏）、韓国名を日本式の名前に改めさせた（改名）のが、「創氏改名」である。「『創氏』とは氏（家の称号）を創ることで、朝鮮では日本と違い、『姓』（姓とは男系の血統を表わす）は不変で、女性が結婚しても『姓』は変わらない。したがって夫婦は別姓であり、子は父の『姓』に従うから、母と子も別姓となる。そこで朝鮮では一家数姓が普通ということになる。それを日本

の家族制度に習い、家の称号である氏を創らせようとしたのが『創氏』である」(宮田・金・梁, 1992)。

「創氏」によってそれまで朝鮮の人々が

持っていた「姓」や「本(本貫)」が失われたわけではなかった。朝鮮の親族集団は、宗と呼ばれる先祖祭祀を中心とした男系血族集団である。この男系血族集団を識別す

朝鮮の同族(宗)の識別符号

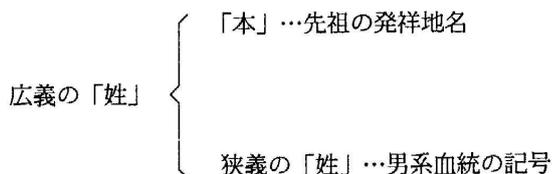
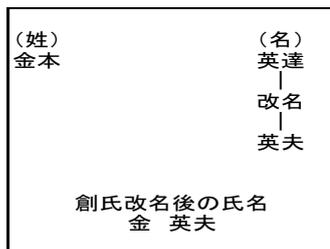


図2 朝鮮の「本(本貫)」と姓の仕組み
(宮田・金・梁, 1992より)

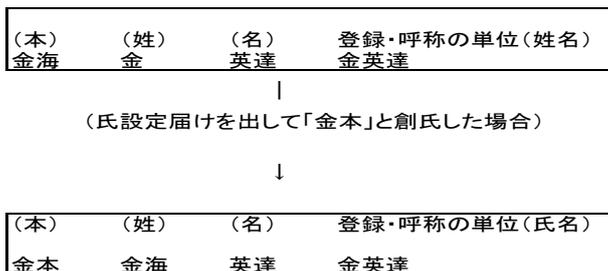
る指標が2つある。一つが姓であり、男系血縁系統を表す。他の一つが「本(本貫・

貫籍)であり、一族の先祖の発祥の地名を表示する(図2)。

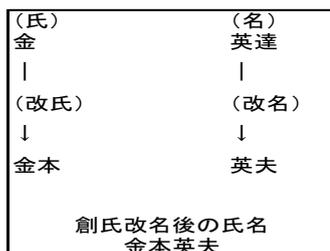
事例(A)のケース



事例(A) 設定創氏



事例(B)のケース



事例(B) 法定創氏

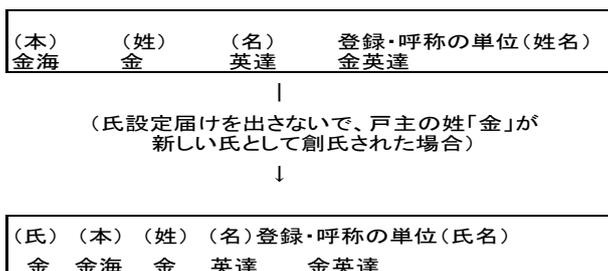


図3 日本人と朝鮮人の名前の構造
(宮田・金・梁, 1992より)

朝鮮人の場合、姓と名前(例えば、李圭徹)が日本の姓名にあたると考えられる。この姓名の上に「本貫」がついている。姓は結婚しても日本のように「婚家」の姓に変わるわけではないので、同じ家族であっ

ても「李圭徹」「劉彩鳳」のように、「李」と「劉」で異なる。図3に例示されるように、「創氏」をすると、いままであった「本貫」「姓」「名」に日本式の氏が新たにつけ加えられることになる(図4)。「本貫」が

金海、「姓」が金、名が英達の場合、新しく氏として「金本」を「創氏」すると、「金本 金海 金 英達」となる。登録される名前は「姓」と「名」の部分であるから、「金英達」である。さらに、名前を変える「改

名」をすると、例えば、「英達」を「英夫」に改名すると、創氏改名した登録姓名は「金本英夫」になる。なお、氏を新しく創り登録することを「氏設定届」「創氏届」といい、創氏後も「正当な理由がある場合」氏を変

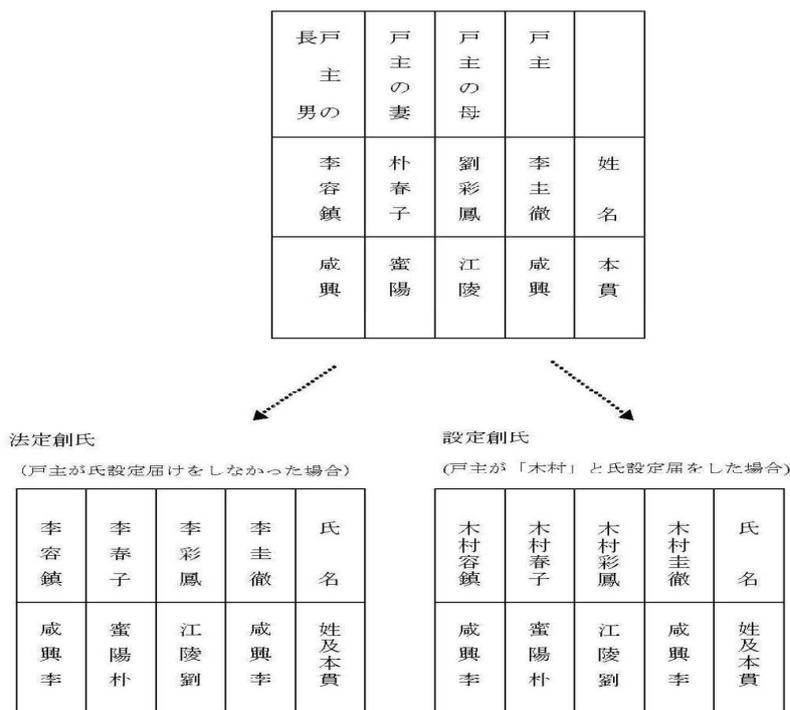


図4 戸主が氏設定届をした場合としなかった場合 (宮田・金・梁, 1992より)

え、名前を変えることができた (創氏改氏改名)。

戸主は、決められた期日(制令6ヶ月以内、1940年2月11日～8月10日)までに「氏設定届」(設定創氏)をしなければならなかった(図3)。戸主が届け出ない場合、罰則はないが2月11日時点の戸主の姓が8月11日(届け出で期限の翌日)をもってその家の氏と見なされた。創氏改名の歴史的法的分析及びその規制と経過については金・伊地(2002)、金(1997)が詳しく分析を行っている。

日本語教育の徹底 物語では、日本語を全く知らない朝鮮半島の子どもに、小学校

教育を通して「國語」を身につけさせていった峰先生と子どもたちの交流を描いている(飯田, 1942)。疑うことを知らない子どもたちは、「恩師」峯先生の教えに忠実に従い、期待に添うよう必死の思いだった。韓国語の使用は禁じられ、日本語が子どもたちの「國語」にされたのである。けなげな子どもたちは、母語の韓国語が思わず口について出るたびに、罪悪感を感じ、峯先生への贖罪の気持で一杯になるのであった。「—あ・な・た・の・な・ま・え・は…先生が何かおっしゃってゐる。…秀永は何か珍しいものを発見したやうに瞳を一心に

先生の口許に注いだ。だが先生の発音がどんなに巧みでその上はっきりしていても、子供たちにはそれに對して意味の構成など思ひも依らないことだ。一應努力して見る。でもそれが無駄な努力であることが分ると秀永は心もち顔を紅らめて狼狽を押し隠すやうに、當惑した笑ひを顔中で峯先生に投げかけた」(飯田, 1942, p.3)。峯先生は、秀永の名前を日本語読みで教えているのである。左胸につけている名札を峯先生の人差し指が指したとき、秀永は思った。「何だい、名前(いるうむ)のことか…ふゝ。名前なら、ようく知ってらア…。そしていきなり大声で「すよむ」と叫んだ。「…頷いたやうに見えた峯先生の顔は實は左右に強く振られて明らかに否定してゐるのだ」。金秀永は、ようやく気がついた。「…きんしゅうえいくん、あ、日本語(いるぼんまる)だった。日本語、日本語。…きんしゅうえいくん。もう一度小さく口の中で繰り返して、ふゝゝゝツ。すよむがしゅうえい。これは大變な発見だ」。一年生入学の二日目の朝の授業風景である。一月も経つと「峯先生の國語は、すっかり子供達の耳を國語化して仕舞ってゐる」。母語を剥奪し、占領国のことばを強要することは、その国の文化を根こそぎ破壊する行為である。子どもが、感じ、考える感性と思考を生み發達させる基盤である言語を失うことは、民族の歴史と文化を抹消され、自己のアイデンティティを喪失することにも等しい。南アフリカのアパルトヘイト政策で、現地住民のバンツ一語が、アフリカーンスや英語にとって代えられたことと同じことが日本の植民地で行われてきた。

「國語」としての日本語教育は徹底したものであった。子どもたちの間でけんかが起こったとき、一人の子が朝鮮語を叫んだ。非難が集中した。それも子どもたちからの批判だった。その子が「とっけび、とっけ

び」と朝鮮語を口にしたからだ。「奥に潜む激しい感情を叩きつけるやうに『朝鮮語やめ、朝鮮語使ふな。』と叫んだ。…『朝鮮語、だれ、朝鮮語、使った…』、『使った、使った、とっけびって』、…『とっけび、いゝじやないか。』…『いかんよ、いかんよ、學校、朝鮮語いかんよ。』…『いゝよ、とっけび、いゝよ。』」「だめ、だめ、朝鮮語だめだよ。」、『だめないよ、とっけび、いゝよ。』。教育の浸透がもつ恐ろしく強大な力を示す。「ひよいと口を衝いて出た朝鮮語の斷片(かけら)すら子供達の間では容赦されない事實に違ひないのだ。入学以來ものゝ半年も過ぎない子供たち。強力な國語意識が、朝鮮語使用に對して強力な罪悪感をさへ構成しようとしてゐる」のである(飯田, 1942, p.55)。子どもたちの赤裸々なやりとりは、「民族同化」に果たす國語教育の絶大な力と効果を表している。現在でも韓国を訪れると、時折年配の人が流暢な日本語で話しかけてくる。朝鮮教育令に基づく「日本人化」のための教育がいかに徹底して進められたかを示している。

教育を通じた創氏改名 物語では「創氏改名」も語られている。「今日。第一時間目の修身の時間は、子供たちを素晴らしい感激と興奮に巻き込んでしまった。半島の創氏制度の施行であった。それを平易に噛みくだいて峯先生は子供たちに激しい気魄を以て迫って行った」(飯田, 1942, p.93)。当時の朝鮮半島における皇民化教育と創氏改名の趣旨を、子ども向けにわかりやすく説明している。この記述は、朝鮮半島において進められた教育の核心部分に関する私たちの理解を深める上で有用である。長くなるが、引用しておこう。「『先生がいつも云ってゐる内鮮一體と云ふこと、一視同仁の有難い思召し、それが又々新しい形になってあらはれてきたのです。みんなが毎朝、毎日高らかに唱へてゐる皇國臣民の誓詞の

第一、私共ハ大日本帝國ノ臣民デアリマス。といふ誇高い決心…一つ難しい言葉を教へてあげよう。僕たちは日本の子供だといふ決意…それにはまだゝゝ形の上でも一緒にならねば、いや内地の風俗や習慣に習ふといふことも大切なことなんだよ。…みんなが國語を使ふということは一日ゝゝよい日本人になって行くといふ事なのだ一言葉ばかりじゃいけない、もっともっと先刻云った風俗や習慣も近寄って、それによって一層立派な日本人にならなければいけないのだ。中には全く同じものも随分ある譯だが、一番激しい違ひは、…君達の苗字や名前だよ。朝鮮人の日本人との一体化の仕上げとして朝鮮名の日本式呼称への改変を子どもに説いているのだ。「り・ぐせんくん、きん・しゅうえいくん、なんて。これはまだ君たちの名前を國語の音で呼んであるだけだが朝鮮語で呼ぶと、それ、きん・しゅうえいくん が、くむ・すよん になるだらう。でん・せいれつくん など、ちょん・ちょんよる になるだらう。…ところがね、…先生の苗字は、さう々々みね、先生の名前は たけしって讀むんだよ。…同じかな…さうだ、はっきり違ふという事分かるだろう」。朝鮮「民族」を「皇国民」にするための総仕上げとして、日本式の氏と名前を新たに朝鮮の人々に「与えた」というのである。

「内鮮一體」教育 日本の家制度に触れている。「内地では家といふものが大變重んじられて、それが持つ氏（うじ）…氏の名譽の為なら喜んで死ぬ…兵隊さんは、何時でも自分の譽れを懸けて、天皇陛下のお為に働いてゐる…。朝鮮には今まで氏といはれるやうなものがなかった譯だ。だからお父さんの姓とお母さんの姓はいつまでも違っている。これではいけない。お母さんがその家に來られたらお父さんと同じ苗字にならなくてはいけない譯だ。昔から

姓はあったのだが…家を中心としてのたゞ一つの氏といふものはなかったわけだね。それが今度…いゝかね、この度有難い思召しで、いよ々々朝鮮の人にも氏を創ることが許されたのだ。簡単にいふと内地の人と全く同じ氏名を名乗ることが許されたのだ」（飯田、1942、p.98-99）。峯先生のことばに小躍りして喜ぶ子どもの姿が描かれている。「あっ、いゝぞ、いゝぞ、僕等の名前、内地の人と同じやうに。いゝなあ、七十五名は一齊に小鳥のやうに沸き上がった」。子どもたちは何の疑念もなく、「日本文化」を吸収ししつ々あった。

創氏改名を受け入れない祖父を説得してもらうために、秀永は祖父を連れて峯先生を訪ねた。峯先生は柔らかな口調で祖父に話した（飯田、1942、p.112）。「五年、いや十年先のことを考へていただきたいのです。内鮮一體といふ事が本當に出来上った場合…いや内地だの朝鮮だのといふ區別がなくなった場合ですね、そんな時代がきつと近くに來ることは間違ひないです。…その時にです。その時にです。相變わらず秀永君は、くむ・すよんでいゝのか、みんなと同じ道を歩まないで、くむ・すよんでいゝのか。その時に秀永君が、お祖父さんがよく變えないでゐてくれたと喜ぶかどうか…です」。祖父の動搖は激しかった。「祖父の唇が、激しい感情を映して動いた。けれど、それは餘にも激しいために一つの言葉とはなり得ない焦慮を帯びてゐたのだ」。創氏改名を踏み絵にされ苦渋に満ちた祖父の顔が目に浮かぶ。「…それに創氏という事は、決してしなくちゃならないことじゃないのですよ。たゞ折角の機會ですから、よくお考へになったほうがいゝのじゃないかと思ひますが…」。峯先生の「この柔らかな牽制は祖父の意志を決定的なものにした」。物語には創氏改名（日本）に対する祖父の抵抗はまったくかかれていない。「先

生、みね先生様(そんせんにむ)、お話はよく分かりましたわい。年寄りはどうも頭が古くて…いや三年前のあの事を考へましたら、じっとして居られませんわい。漢文でしたら農にも考へがありますが、とても内地の名前などよひのは考へられませんわい。秀永の尊敬する峯先生の名にあやかることになる。「孫が、どうか、みね先生のみねに一これはどうでせうかな、先生ので濟みませんことですが一してくれってきかないのですが…」こうして創氏改名は、自発の名の下に進められていった。「秀永君、先生の名前が欲しいのか。宜しい上げるぞ、上げるぞ。名前も先生がいゝのを考へて置いたぞ、邦彦、く・に・ひ・こ と云ふのだ。先生の先生のお名前だ。大變偉ひ先生だった。先生は今でもお手紙を缺かしたことがないのだ。どうだ、みね・くにひこ いゝな、いゝな」。学校を通じた子どもへの働きかけで創氏改名が図られた一端を示すものであろう。「峯先生は自分の自分の言葉に一層感動して行くのだった。秀永は大きな瞳からぼたり、と大粒の涙を落としたまんま、払はうとしないのである。一学級は一せいに創氏した」。一心に先生を慕うけなげな子どもを介した、「内鮮一体」に向けた住民に対するあの手この手の懐柔策は、むごい民族支配の実態を表している。

皇国民教育 著書が太平洋戦争まっただ中で書かれていることを考えると、皇国美談風に誇張されている面があることは否めないであろう。しかし、著者飯田の「あのことば」を読むと、当時の朝鮮半島の「皇国民教育」の実像を描き出していることも真実であろう。「十四歳の春から半島の子供たちに明け半島の子供たちに暮れ、二十年近い年月を送ってしまった」と、飯田は述懐している。「ひたむきなよき皇国民への歩み。それはたゞ半島の子らのまさしく唯一の歩みでありあるべき美しき姿以外では

ない。かうした半島の子供たちの眞實な姿をたゞ一人でもいゝ。私は内地の人に理解されて欲しかったのである」。朝鮮教育令により、国内に勝るとも劣らぬ皇国民教育が施された。飯田が、日本人としてのアイデンティティを朝鮮半島の子どもたちに一人残らず形成する使命に燃えていたことを、回顧は物語る。大東亜共栄圏の完成を信じて疑わなかった。「私は内地の人々に改めて云はう。一億の中に持つ二千五百萬の力を。そして、内鮮一體と云ふことが決して理想であつてはならず、まさしくそれは即刻要求せらるべき現實でなくてはならないことを。私は、内鮮の一體的な結びつきが、ある意味に於いて直ちに大東亜共栄圏完成への聖業に連なることを固く信じてゐる。激しい論理を積みかさねれば、内鮮一つの完全なる歩みのみが聖業完遂の近さをも暗示してゐるのだ」。この作品は、記録風の創作であり、「主として鄙における半島の子らの生活のみを取り上げた」と述べている。加えて、「これが現實の半島の子らの姿の全部では勿論ない、また洞里のすべても勿論ない。私はこれに示し得られなかった子供の他の面々をも幾多ものしてゐる」と懐古し、「上梓に當つて、私の脳裏に美しく彩られるものは、やはり二十年の半島の子らとの美しい想ひ出のみである」、と結んでいる。さらに筆者は、この物語を自らの経験を元に書いたもので、師弟の間には幾多の感動的な逸話があり、「…未だ書くべき、いや、書かなくてはならない事實の多くを持つてゐる」と述懐し、記録書であることを強調している。

「創氏改名」と民族のアイデンティティ

「半島の子ら」は、「内鮮一体」の教育を「誠実」に進める峯先生の懐古美談として書かれている。そこには、先祖伝来の一族の系譜と名を奪われる朝鮮民族の苦悩・懊悩と抵抗はまったく語られていない。ソウ

ルで生まれ、朝鮮総督府の官吏だった父をもつ梶山(2002)は、創氏改名が朝鮮人に与えた精神的、物理的な苦しみを描き出した。「日本のとった植民地政策の一つで、朝鮮人の姓名を日本風に改めさせ日本人と同等に待遇しやうといふ政策である。勿論、内鮮一体政策のなかから生まれてゐる。しかも、当局自慢の政策であったといふ」(梶山, 2002, p. 250)。朝鮮人に恩寵を与えるかの美辞麗句をとりさり、創氏改名の本質を暴いた。「創氏改名が実際内鮮一体といふ親睦の意味から誕生したものではないことは明らかである。それまで不当に待遇されてきた朝鮮人たちを、世界に冠たる日本国民として同等に待遇しやうと表面では好餌を曝しつゝ喧伝しながら、創氏改名の暁に当局が彼らに与えたものは何であったろうか。日本国民であるが故に果たさなければならぬ義務として賦された税金であり、供出であり、そして徴兵だった」(梶山, 2002, p. 250)。梶山は、「創氏改名」の目的は内鮮一体、朝鮮人の皇民化であり植民地支配の一環であったことを指摘する。

作者の梶山は、族譜に書かれた時期には11歳であり、「植民地責任」を自覚する年齢ではなかった。「しかし、植民地政府に勤める役人の子として、植民地で生まれ育った『植民者の子』として、宗主国人としての侵略責任は、大きな意味として植民地朝鮮に居住していた日本人全員にあった」という(川村, 2002)。梶山の小説がすべて事実に基づくものではないにしても、朝鮮総督府が進めた皇民化、「内鮮一体」の政策と現実を強く反映していることは確実である。アフリカの住民が奴隷として「新大陸」に売買されていったとき、彼らは、歴史的・文化的に時間的空間的な奥行きと広がりをもつ人としての呼称が剥奪さ、民族史に連なる自己の固有の存在感を根こそぎ奪われた。創氏改名は、これと同じ意味を持つも

のであったにちがいない。「族譜」で梶山は鋭く指摘する。「朝鮮民族が日本民族の名を冠せられるといふことが、果して彼ら自身の幸福かどうかは疑問であった。若し、この立場が逆であったらどうであろうか。日本人は喜んで、李氏朴氏を名乗り、朝鮮への忠誠を誓ふであらうか。国を奪はれ、国語を奪はれ、今また姓名まで奪はれやうとする民族感情は、果して穩に終始しうるのであらうか」(梶山, 2002, p. 255)。創氏改名が強権を持って強制される事態に至って、悲惨な事件も起こった。日本の官権の検閲と創氏改名への圧力はすさまじかった。「京城帝国大学」への入学は、創氏改名を行った子弟のみに認められた。「その頃となつては、最早創氏改名は法律であり、殆どその政策は全鮮に徹底したやうにみえた。戸別廻りの警察官は標札が書き改められてゐないと、牢屋に入れると威し、民衆は恐るへ日本名の標札を掲げて牢屋入りを免れた」(梶山, 2002, p. 263)。民衆は、力を以て追い詰められたのである。梶山は、地方の旧家を継ぐ薛鎮英にその苦境を語らせている。「この創氏改名」だけは薛鎮英には出来ないです。薛家何百年の歴史が、薛鎮英の代で断絶したら、祖先が泣きます。孫は私を恨みますぢや。それを考へると、どうしてもお断りするしかないです。断るしか…」(梶山, 2002, p. 255)。薛鎮英は井戸に身を投じ、自ら命を絶ってしまうのである。典拠ははっきりしないが、実際の事件を題材にしているという。創氏改名が一族の断絶を意味するほどに深刻な意味を持って受けとめられていたのである。

言語「強奪」と民族のアイデンティティ

「木槿の咲く庭」(リンダ・スー・パーク, 2006)の中でも、創氏改名の実態が庶民の目で描写されている。著者は、韓国系アメリカ人二世である。朝鮮における皇民教育は徹底していた。物語の中で、1940年

の日本語教育の現実を妹スンヒィに語らせている。「わたしたちは、今でも家の中では朝鮮語を話す。でも、一步外へ出たら日本語しか話さない。壁に耳あり。もし朝鮮語をしゃべっているのを巡察兵に聞かれでもしたら、それこそ大変なことになってしまう。巡察兵たちは、お年寄りは見逃しているみたいだけど、わたしたちみたいな子どもは用心しないと」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.9)。子どもたちは、学校教育を通じて日本語を「母国語」として教え込まれていた。アイデンティティの形成は、ことばだけの問題ではなく、生活のすべてが関わる問題であり、民族の歴史に深く根ざす問題である。「学校の授業は全部日本語で行われる。わたしたちは、日本の歴史や文化、そして日本語を勉強する。学校では、朝鮮語や朝鮮の歴史を教えるはいけないことになっているし、朝鮮語で書かれた本や新聞だってめったに見かけない。それに、朝鮮の民話を語るのさえ禁止されている」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.8)。「半島の子ら」で語られていることと一致するものである。さらに、こうした教育も監視された。「…教室には監督がいた。わたしたちの先生は朝鮮人だけど、先生たちの上には日本人がいる。大西という名前のその人は、わたしたちの学校を担当している監督官で、生徒全員がちゃんと皇民教育を受けているかどうか確かめる仕事をしている。監督が現れるとわたしたちはきまって勉強を中断してお辞儀をする。監督官は、教室の後ろに立って授業を観察するので、先生まで緊張してしまう」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.28)。日本式の教育が貫徹されていた。「校庭で行われる朝礼では、全校生徒が集まって、『皇国臣民の誓い』を読み上げる。朝礼では他に『君が代』も歌うし体操もする」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.32)。東アジア一帯に日本の教育を施

すために教育令が敷かれ、朝鮮には朝鮮教育令が出されていた(坂西, 2006)。

私たちの精神的活動を支えるのに大きな役割を果たす母国語を剥奪されことは、自己を形成する上で計り知れない影響を及ぼすことになる。他の民族を皇民に「一体化」するためには、感性的なレベルでのアイデンティティ形成も重視され、教化が行われた。兄のテヨルは語る。「理科や数学はましだ。ただし、そういう科目は学校では一日にほんのちょっとしか教えてもらえない。授業の大部分は日本語だ。一に日本語、二に日本語、三四がなく五も日本語。おまけに最悪の漢字ときたもんだ」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.38)。韓国語を廃し、日本語漬けにしたのだ。さらに自然までも改造し、日本文化を浸透させた。「また日本が新しい命令を出したらしい。『桜の有る家は、若木や若枝を警察まで持っていくこと』というものだった。小さな桜の木を街中に植え、みんなで大事に育てようという。お役所では、たくさんの桜でこの国をもっと美しくしよう、と言っているみたいだけど、きっとそれだけじゃないんだと思う。だって、桜は日本を代表する花だから」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.43)。この命令は「すべての木槿を取りのぞき、焼き捨てること」という命令と合わせて出された。

1942年頃の状況を妹のスンヒィが語っている。「日本人は、非常時に私たちが緊急集合できるように愛国班を通じて訓練を始めた。数年前から始まった愛国班のしくみはこうだ。隣近所を一組にしてひとりの班長さんが選ばれ、日本の役人達がその人たちに命令や知らせを伝える。通達を受けた班長さんは、拡声器を使って自分の班の全員を集合場所へと集める。そして、その声を聞いたわたしたちは、その時していることを一切やめて、急いで家を飛び出さなければならない」(リンダ・スー・パーク, 200

6, p.82)。愛国班では、日本語で点呼が行われ、最低限であれ日本語で数を数えられることが不可欠であった。

「神風特攻隊」に朝鮮人として志願した兄のテヨル(1945年)に、創氏改名の現実をつぎのように語らせている。「訓練所は京城郊外にあった。広大な敷地に、たくさんの兵舎と何棟かの建物が建っていた。僕たちは、一列に並んで登録をすませたのだが、その際、全員が、日本名と朝鮮名の両方を記載しなければならなかった。日本名を書く理由は、僕たちが大日本帝国の臣民だから。朝鮮名は、軍がぼくらは本当は日本人じゃないことを把握しておくためにだ」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.191)。創氏改名が、皇国臣民への精神的一体化を強要する道具として用いられたことがよくわかる。「日本人は僕らから、米と母国語、そして名前まで奪った」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.92)。しかしそれだけではなかったのだ。1942年、1943年頃のスンヒィは、母国語を強奪される民族の心の苦しみを訴える。「わたしには、日本人の考えていることが理解できない。日本人は、本気で、わたしたち朝鮮人が日本人になったと思っているのだろうか？」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.136)。「一度も教わったことがないから、わたしには朝鮮語が書けない。朝鮮の心を、日本語で綴るなんてことができるのだろうか？」(リンダ・スー・パーク, 2006, p.141)。母国語を奪うことは、人々が、自国の森羅万象を感じ、思考する道具を略取し、支配国の言語で異質な感性を物心つく前から身につけさせる、究極の文化的侵略であった。

「アボジが新聞を読み上げた。『天皇陛下のご命令により、朝鮮人はありがたくも日本名を名乗る栄誉を与えられた』。『ありがたくも…』叔父さんうなるように言った。怒りで声が震えている。『詭弁もはなはだし

い！正直に言ったらどうだ、われわれは強要すると』」。峰先生が美談で語るように「半島」の人びとは創氏改名を従順に受容したのではない。「私の名前は私の魂だ！」。日本の近代化の過程で、アジアにおいて他民族の個と文化の抹消が進められたことは、心理学研究で顧みられることはほとんどない。固有の名前が個の存在と個人の人格の形成に分かちがたく結びついていること、当人のアイデンティティの形成に重く深い意味を持つことを、私たちはしっかり認識しなければならない。

5 考察—師範養成と心理学・教育心理学

本研究では次の三点について、検討を行った。①心理学が師範学校の教科目化する過程、②植民地(台湾及び朝鮮)の師範学校における心理学の教科目としての位置づけ、③教師が、植民地教育を通して子どもを「日本文化」に馴化させ、「皇國民」化させたときの民衆の心理を、文学作品の分析を通して考察する。一点目については、心理学は、師範学校が設置された初期には教科目になっていなかった。師範学校が、西洋に倣って日本に取り入れられたこともあり、心理学は意識されていて、倫理学や修身と関わらせて触れられていたと考えられる。中学師範学校・高等師範学校が設置される過程で、心理学は正規の教科として教科目化される。しかし、その段階でも、心理学の応用分野の一つとして位置づけられており、「教育心理学」固有の独立した教育・研究の領域を確立していたわけではなかった。

二点目に先だって、三点目の植民地における「皇國民教育」下の民衆心理に触れる。民衆は、細々とした日常生活で「日本人化」することを強いられ、心理面での変化を強く意図してことが読み取れる。とくに子ども

もへの教育を通じた「皇國民」化に教員の果たした役割の大きさは「半島の子ら」で克明に語られている。師範の養成は、日本の植民地が拡大するにつれ、東アジアに急速に拡大したのである。

二点目について、少し詳しく考察しよう。「皇國民」教育においては、日本国内の師範教育に準じる形で、植民地の師範学校が構想された。研究では、1930年頃の台湾と朝鮮における皇民化教育を中心にその実情を主に武部によって見てきた。台湾や韓国の現地で学校教員を養成する必要に迫られ、速成的に教員養成がれた。植民地における教員養成にあたって、心理学は教科目としてカリキュラムに編成されていたのであろうか。ここで、韓国の京城に設立された京城師範学校の教育内容を例に、師範教育における心理学の位置づけを考察する。京城師範学校は、その沿革を大正12年の朝鮮総督府令によって制定された朝鮮総督府師範学校規則にまでさかのぼる。京城師範学校の校歌（昭和19年6月1日、葛原茜作詞・信時潔作曲、昭和19年月18日、朝鮮総督府検定済み）は「八紘一字」を謳っている。「日毎我進む教への道に 光と仰ぐ大みことのり 八紘一字 明けゆく東亞 率ゐ起つべき尊き使命 悠久豊けき漢江とその清けさを磨かむ師道」。京城師範学校教育要領は表6の通りである。「國體ノ本義ヲ闡明シ皇國ノ使命ヲ自覚セシメ皇國ノ道ノ先達タルノ修練ヲ積ミ至誠盡忠ノ精神ニ徹セシムベシ」、皇民教育が師範学校の教育の基本に据えられて

いる。

師範教育で心理学ないしは教育心理学はどのように位置づけられていたのであろうか。昭和4年版の京城師範学校規則に記載されている「普通科、演習科」の「學科及其程度」を手がかりにその位置づけを見てみよう。「第十七條

普通科ノ男生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、教育、國語及漢文、英語、歴史、地理、數學、博物、物語及化學、職業、圖畫、手工、音樂、體操トス」。さらに、第十九條で「教育ハ教育ニ關スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ普通教育ノ旨趣ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス 教育ハ兒童心理ノ大要、身體養護及智徳陶冶ノ概説、學校教育ト家庭教育及社會教育トノ關係ヲ授クベシ」と規定し、心理学は教育分野に位置づけられ、兒童心理が教授すべき内容として指定されている。さらに、第三十七條では、演習科について規定している。「演習科ノ女生徒ニ課スヘキ學科目ハ修身、教育、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、職業、圖畫、手工、家事、裁縫、音樂、體操トス」。國語及漢文、英語に代わって家事、裁縫が課されている。教育の具体的内容は第三十九條で説明され、心理学の記述は次のようになっている。「教育ハ教育ニ關スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ初等教育ノ旨趣方法ヲ詳ニシ教育ノ技能ヲ習得セシメ兼ネテ教育者タルノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス 教育ハ心理及論理ノ大要ヨリ始メ教育ノ理論教授法及保育法ノ概説、近世教育史ノ大要、教育制度、學校管理法、學

表6 京城師範学校教育要領

<p>教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ畢竟依トシテ奉體奉行シ師範学校規定並師範教育ニ関スル諸令達ニ恪邇シ教育ノ實際ニ其ノ趣旨ノ透徹具現ヲ圖リ以テ皇國ノ道ヲ先達タルノ國民学校教員ヲ鍊成スルヲ以テ根</p>	<p>本義トナス、仍テ左記事項ニ関シテハ特ニ教育ノ魅力ヲ結集シテ生命アラシムルヲ要ス 一、國體ノ本義ヲ闡明シ皇國ノ使命ヲ自覚セシメ皇國ノ道ノ先達タルノ修練</p>
---	---

ヲ積ミ至誠盡忠ノ精神ニ徹セシムベシ

ニ、一視同仁ノ聖旨ヲ奉體シ内鮮一體ノ本義ニ徹セシムベシ

三、教學ノ本義ヲ體得セシメ身ヲ教職ニ挺シテ國本ニ培ヒ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ヲ涵養スベシ

四、學行ヲ一體トシテ心身ヲ修練セシメ國民

鍊成ノ重キニ任ズルノ德操識見ヲ涵養シ師表タルノ資質ヲ鍊成スベシ

五、學校一體修文練武ニカムルノ風ヲ振作シ濶達ニシテ質實剛健ヲ尚ビ協同

ト勤勞トヲ重ンズルノ氣風ヲ作興スベシ

六、教育ヲシテ國民生活ノ實際ニ適切ナラシメ特ニ其ノ地方ニ於ケル主要産業ノ一班ヲ習得セシムルコトニカムルコト共ニ實踐體驗ニ依ル學習ヲ基礎トシテ自發研究ノ態度ヲ育成スベシ

七、教育内容ノ全體的統一ニ意ヲ用ヒテ學校ノ全施設ヲ舉ゲテ人物鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ

八、國語ノ使用ヲ正確ニシ醇正ナル國語生活ニ徹セシムベシ

(注) 昭和十八年版京城師範學校一覽より

校衛生ヲ授ケ又教育實習ヲ課スヘシ」。ただ心理学とのみ表現されている。

次に「學科課程、教授時數及教授日數」を見てみよう。心理学は、「教育」の学科目に入り、第5学年で授業が行われている。第5学年では週3時間の割り当てになっている。ただし、「教育」科目には心理学以外の内容が含まれているので、心理学の授業そのものはそれほど多くはなかったのであろう。授業時數は、学科によっても異なっていた。「演習科甲」では、「教育」科目の内容は、教育学通論、教授法、精神検査法、論理、保育法、学校衛生及教育、病理、教育法規、教育研究となっており、毎週の授業時數は7（時間）であった。「演習科乙」では精神検査法はなく、代わりに心理学があり、同様に週7（時間）であった。研究科（師範

學校卒業程度の人対象の1年制）も同じ時間數であった。

甲種演習科（演習科卒業者、小学校本科正教員有資格者、小学校及び普通学校教員有資格者等対象）では、昭和7年7月改正時点では、心理学が独立した学科目とされ、①現代心理学研究ノ趨勢及諸問題、②教育教授ニ関スル心理考査の二つがその内容であった。教職の専門科目として教育心理学が位置づけられたのである。

京城師範學校を例に見たが、大卒は日本国内の師範教育を準用していることがわかる。ただ、植民地では現地の言葉を理解できる師範も必要であり、師範の養成はより多くの、さらにより大きな困難を抱えていた。

引用文献

飯田彬 1942 半島の子ら 第一出版協會
海野福寿編 2003 外交資料 韓国併合上・下 不二出版

梶山李之 2002 李朝殘映—梶山李之朝鮮小説集 インパクト出版會
川村湊 2002 解説（梶山李之 2002 李朝殘映—梶山李之朝鮮小説集）インパ

- クト出版会 312-363.
 教育史編纂會編修 1939 明治以降 教育制度
 發達史 第十一卷 社會教育社龍吟社
 京大日本史辞典編纂會 2000 新編 日本史辞
 典 東京創元社
 金英達 (伊地知紀子編) 2002 金英達著作
 集 I 創氏改名の法制度と歴史 明石書店
 金英達 1997 創氏改名の研究 未來社
 武部欽一 1931 朝鮮の教育 岩波茂雄編
 岩波講座 教育科學 第一冊 pp. 1- 44.
 東京女子師範学校編集委員 東京女子高等
 師範學校六十年史 東京女子師範學校舎
 東京文理科大學六十年史編集委員 1931
 東京高等師範學校・東京文理科大學 創立
 六十年 東京文理科大學
 東京大学百年史編集委員会 1986 東京大
 学百年史 部局史一東京大学
 朝鮮總督府・釜山教育會編 1982 朝鮮教育要
 覽・釜山教育五十年史 青史社
 永原慶一 1999 岩波日本史辞典 岩波書店
 坂西友秀 2005 近代日本における人種・
 民族ステレオタイプと偏見の形成過程
 多賀出版
 坂西友秀 2006 「心理學研究」における
 民族の心理学的研究—植民地における教
 育と教育心理学—『日本における教育心
 理学の成立と展開を巡る歴史的研究』
 平成15年度～平成17年度科学研究費補
 助金・基盤研究 (B) 研究成果報告書研
 究代表・高砂美樹 Pp.35-79.
 宮田節子・金英達・梁泰昊 1992 創氏改
 名明石書店
 リンダ・スー・パーク 2006 木槿の咲く
 庭—スンヒィとテヨルの物語 (柳田由紀
 子訳) 新潮社
 文部省 1942 師範學校教科教授要綱案
 文部省
 山口重知 1931 臺灣の教育 岩波茂雄編
 岩波講座 教育科學 第二冊 pp. 1- 40.

(2011年 9月 30日提出)

(2011年10月 21日受理)

資料1 台湾公学校令(明治31年勅令第178号)

- | | |
|--|--|
| <p>第一条 公学校ハ街庄社又ハ教街庄社ニ於テ其ノ
 設置維持ノ經費ヲ負担シ得ルモノト認
 ムル場合ニ限リ
 知事庁長之カ設立ヲ認可スルモノトス</p> <p>第二条 公学校ノ種別、編制、教則等ハ台湾總督
 ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>第三条 公学校ニ就学スル生徒ノ父兄又ハ後見人
 ハ授業料ヲ納ムヘシ其ノ金額並ニ収入
 ノ方法ハ知事庁
 長之ヲ定メ台湾總督ノ認可ヲ受クヘシ</p> <p>第四条 第一条ニ掲クル經費負担ノ概目ハ左ノ如
 シ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 校舎校具及体操場ノ設備並ニ其ノ維持ニ
 要スル諸費 一 職員ニ関スル諸費俸給並ニ旅費ヲ除ク 一 学務委員ニ関スル諸費 一 前各項外ノ校費 | <p>第五条 寄附金其ノ他ノ収入金ヲ以テ前条ニ掲ク
 ル一切ノ校費ヲ支弁シ得ル場合ニ於テ
 ハ授業料ヲ徴収
 セサルコトヲ得</p> <p>2 収入支出ノ方法ハ知事庁長之ヲ定メ台湾
 總督ノ認可ヲ受クヘシ</p> <p>第六条 公学校資産ノ管理ニ関スル規程ハ知事庁
 長之ヲ定ム</p> <p>第七条 公学校ノ教科用図書ハ台湾總督ノ検定ヲ
 經タルモノタルヘシ</p> <p>第八条 公学校教員ハ台湾總督ノ検定ヲ經タル公
 学校教員免許状ヲ有スル者タルヘシ</p> <p>第九条 弁務署長又ハ支署長ハ知事庁長ノ命ヲ承
 ケ公学校ヲ管理スヘシ</p> <p>第十条 公学校設置区域内ニハ二名以上ノ学務委
 員ヲ置クヘシ其ノ職務ニ関スル規程ハ
 知事庁長之ヲ定</p> |
|--|--|

ム

附 則

第十一条 本令ハ明治三十一年十月一日ヨリ施行
ス

第十二条 国語学校附属学校並ニ国語伝習所ノ設
備ハ其ノ全部ヲ公学校ニ譲与スルコ
トヲ得

(注) 勅令は、明治31年7月28日に公布され、同10月1日より施行された。(教育史編纂會編修,1939b)

資料 2 朝鮮教育令(明治44年勅令第229号)

第一章 綱領

第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル
第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠
良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス
第三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ
期スヘシ
第四条 教育ハ之ヲ大別シテ普通教育、実業教育
及専門教育トス
第五条 普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国
民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スル
コトヲ目的トス
第六条 実業教育ハ農業、商業、工業等ニ関スル
知識技能ヲ授クルコトヲ目的トス
第七条 専門教育ハ高等ノ學術技芸ヲ授クルコト
ヲ目的トス

第二章 学校

第八条 普通学校ハ兒童ニ国民教育ノ基礎タル普
通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留
意シ国語ヲ教ヘ
徳育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ
生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ク
第九条 普通学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地
ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得
第十条 普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢
八年以上ノ者トス
第十一条 高等普通学校ハ男子ニ高等普通教育ヲ
為ス所ニシテ常識ヲ養ヒ国民タルノ
性格ヲ陶冶シ其ノ
生活ニ有用ナル知識技能ヲ授ク
第十二条 高等普通学校ノ修業年限ハ四年トス
第十三条 高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者

ハ修業年限十二年以上ニシテ修業年
限四年ノ普通学校

ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学
力ヲ有スル者トス

第十四条 官立高等普通学校ニハ師範科又教員速
成科ヲ置キ普通学校ノ教員タルヘキ
者ニ必要ナル教育

ヲ為スコトヲ得

2 師範科ノ修業年限ハ一年教員速成科ノ
修業年限ハ一年以内トス

3 師範科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等
普通学校ヲ卒業シタル者トシ教員速成
科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十六
年以上ニシテ高等普通学校第二学年ノ
課程ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上
ノ学力ヲ有スル者トス

第十五条 女子高等普通学校ハ女子ニ高等普通教
育ヲ為ス所ニシテ婦徳ヲ養ヒ国民タ
ルノ性格ヲ陶冶シ

其ノ生活ニ有用ナル知識技能ヲ授ク

第十六条 女子高等普通学校ノ修業年限ハ三年ト
ス

第十七条 女子高等普通学校ニ入学スルコトヲ得
ル者ハ年齢十二年以上ニシテ修業年
限四年ノ普通学校

ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ
学力ヲ有スル者トス

第十八条 女子高等普通学校ニハ技芸科ヲ置キ年
齢十二年以上ノ女子ニ対シ裁縫及手
芸ヲ専修セシムル
コトヲ得

- 2 技芸科ノ修業年限ハ三年以内トス
- 第十九条 官立女子高等普通学校ニハ師範科ヲ置キ普通学校ノ教員タルヘキ者ニ必要ナル教育ヲ為スコトヲ得
- 2 師範科ノ修業年限ハ一年トス
- 3 師範科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ女子高等普通学校ヲ卒業シタル者トス
- 第二十条 実業学校ハ農業、商業、工業等ノ実業ニ従事セムトスル者ニ須要ナル教育ヲ為ス所トス
- 第二十一条 実業学校ヲ分チテ農業学校、商業学校、工業学校及簡易実業学校トス
- 第二十二条 実業学校ノ修業年限ハ二年乃至三年トス
- 第二十三条 実業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ修業年限四年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス
- 第二十四条 簡易実業学校ノ修業年限及入学資格ニ関シテハ前二条ノ規定ニ依ラス朝鮮総督之ヲ定ム
- 第二十五条 専門学校ハ高等ノ學術技芸ヲ教授スル所トス
- 第二十六条 専門学校ノ修業年限ハ三年乃至四年トス
- 第二十七条 専門学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ

年齢十六年以上ニシテ高等普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以ノ学力ヲ有スル者トス

- 第二十八条 公立又ハ私立ノ普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校及専門学校ノ設置又ハ廃止ハ朝鮮総督ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十九条 普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校及専門学校ノ教科目及其ノ課程、職員、教科書、授業料ニ関スル規定ハ朝鮮総督之ヲ定ム
- 第三十条 本章ニ掲クル以外ノ学校ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル

附 則

- 1 本令施行ノ期日ハ朝鮮総督之ヲ定ム
- 2 従来ノ普通学校、高等学校及高等女学校ハ本令ニ依リ設置シタル普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校ト看做シ従来ノ農業学校、商業学校及実業補習学校ハ本令ニ依リ設置シタル農業学校、商業学校及簡易実業学校ト看做ス
- 3 本令施行ノ際朝鮮総督ハ現ニ存スル学校ニ関シ本令ニ拘ラス必要ナル事項ヲ定メ又ハ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

(注) 勅令は、明治44年8月24日に公布され同11月1日より施行された。(教育史編纂會編修,1939a)